

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものを除く。）を平成31年4月1日次のとおり委託した。

令和元年5月17日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立東和病院	東京都港区港南一丁目7番18号	株式会社ソラスト